

参考資料

証券取引等監視委員会

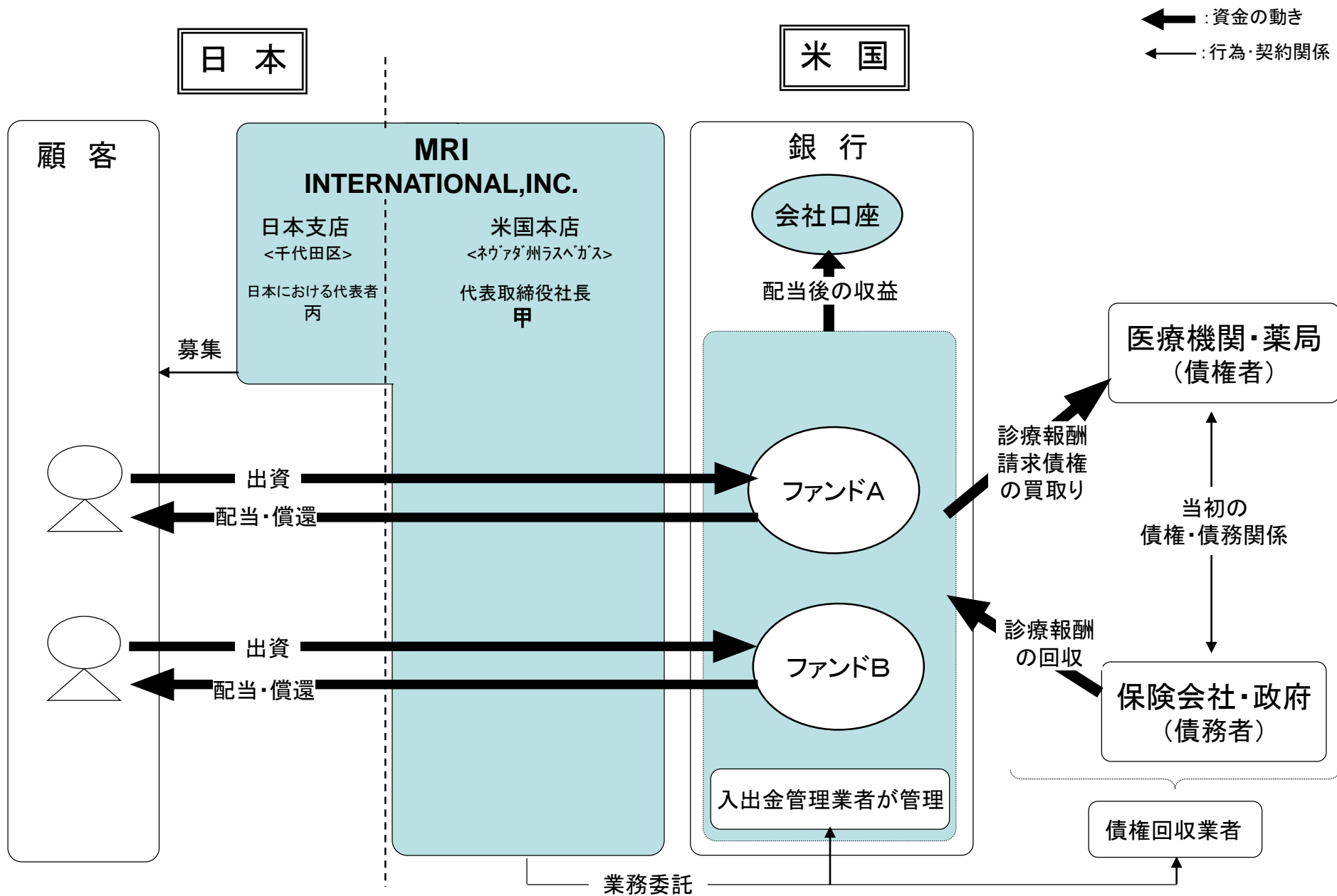
平成25年4月26日

MRI INTERNATIONAL, INC.の概要

所在地	本店 アメリカ合衆国ネヴァダ州ラスベガス市サウスデュランゴ通り5330 日本支店 東京都千代田区永田町二丁目14番3号東急赤坂ビル6D
役員	代表取締役社長 甲 取締役副社長 乙 日本における代表者 丙
役職員数	本店320名、日本支店27名（平成24年12月末現在）
店舗数	2店舗
登録年月日	平成20年6月4日 関東財務局長(金商)第1881号 第二種金融商品取引業
業務の状況	<ul style="list-style-type: none">・ 当社は、MARS(Medical Account Receivables:米国の医療機関の診療報酬請求債権)を運用対象とするファンドを米国(ネヴァダ州)で組成し、日本の投資家に対して販売。(日本以外には販売していないとしている。)・ 日本国内での販売は1998年(平成10年)から開始。・ 平成19年9月金融商品取引法施行とともに、当社が日本で行ってきたファンド事業は第二種金融商品取引業に該当することとなったことから、平成20年6月に金融商品取引業登録。

※ 当社提出の事業報告書等に基づく。

当社の説明に基づくスキーム図



検査で判明した実態

日本

米国

顧客

MRI INTERNATIONAL, INC.
日本支店 <千代田区>
米国本店 <ネヴァダ州ラスベガス>

銀行

会社口座

ファンドA

ファンドB

入出 管理業者が管理

少なくとも平成23年以降
実際は分別管理せず。
当社の意のままに入出金。

医療機関・薬局
(債権者)

診療報酬
請求債権
の買取り

少なくとも平成23年以降
出資に見合う
買取り実績なし

診療報酬
の回収

保険会社・政府
(債務者)

募集

出資
配当・償還

出資

少なくとも平成23年以降
出資金の大部分を事業に用いることなく他の顧客の支払いに流用

行政処分勧告のポイント

(1) 不正又は著しく不当な行為(情状が特に重いと) 【金商法第52条第1項第9号】

分別管理が行われていない状況において、顧客からの出資金を他の顧客に対する配当金及び償還金の支払いに流用する行為等。

(2) 顧客に対する虚偽告知 【金商法第38条第1号】

顧客への説明内容等	実態
<u>出資金の用途</u> 「出資金は診療報酬請求債権の購入及び回収事業にのみ充てられる」	出資金は、他の顧客への配当金・償還金の支払いに流用
<u>配当金の支払い</u> 「配当金は出資対象事業によって得られた利益から支払う」	配当金の支払いは、他の顧客からの出資金を流用

(3) 事業報告書の虚偽記載 【金商法第47条の2】

資産合計及び負債・純資産合計について、実態とは異なる数値を記載して提出。

(4) 報告徴取命令に対する虚偽報告 【金商法第52条第1項第6号】

証券取引等監視委員会による報告徴取命令に対し、第三者機関と共同して信託口座に対する内部査定を実施した旨回答していたが、そのような事実なし。